

富山県産業技術研究開発センター競争的研究費等に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県産業技術研究開発センター（以下「センター」という。）における競争的研究費等の取扱に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「競争的研究費等」とは、次の各号に掲げる研究費をいう。

- (1) センター又はセンターに所属する研究者が研究課題を設定して申請し、国、国が所管する独立行政法人、又は、財団法人等（以下「国等資金配分機関」という。）の審査を経て交付される研究費
 - (2) 国等資金配分機関が特定の研究課題を示して公募する事業において、採択を受けた研究者又はそのグループの所属機関と国等資金配分機関との間で委託契約が結ばれる研究費（再委託契約によるものも含む。）
- 2 この規程において、「研究所」とは、富山県行政組織規則第202条2項に規定する、ものづくり研究開発センター、生活工学研究所、及び機械電子研究所をいう。
- 3 この規程において「コンプライアンス」とは、自身を取り扱う競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う研究倫理や責任を理解し、実践することをいう。

(責任と権限)

第3条 センターの競争的研究費等を適正に管理するため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、センター全体を統括し、競争的研究費等の執行・管理について最終的な責任を負うものとし、センター所長をもって充てるものとし、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者からの報告を受けるとともに、コンプライアンスの浸透を図り実効性のある対策とするため、必要に応じて基本方針となる規程を見直すものとする。
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の執行・管理についてセンター全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、企画管理部長をもって充てる。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、センターの各研究所における競争的研究費等の執行・管理について実質的な責任と権限を持つものとし、各研究所長をもって充てる。
- 5 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐するとともに、各研究所における競争的研究費等の日常的な運営・管理について管理監督を行うものとし、コンプライアンス推進責任者の指名する者をも

って充てる。

- 6 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

(職務権限の明確化)

第4条 競争的研究費等に係る経理については、競争的研究費等の定めるルール及び富山県会計規則に準拠し、企画管理部総務課が行う。

- 2 競争的研究費等にかかる機関事務手続きについては、競争的研究費等の定めるルールに基づき、企画管理部企画調整課が行う。
- 3 競争的研究費等に係る決裁手続きについては、富山県事務決裁規程に準拠する。

(コンプライアンス教育の実施)

第5条 競争的研究費等の執行・管理に関わる職員の意識向上のため、統括管理責任者の指示により、コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育を実施する。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の実施にあたって、受講者名簿（別紙様式1）により受講状況を把握するとともに、受講者理解度調査票（別紙様式2）により受講者の理解度の把握に努めるものとする。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等の執行・管理に関わる全ての職員に対し、コンプライアンスの重要性を理解させたいうで、自署による「競争的研究費等にかかる誓約書・同意書」（以下「誓約書等」という。）（別紙様式3）を集約し、統括管理責任者に提出しなければならない。

(不正防止計画の策定及び実施)

第6条 最高管理責任者は、競争的研究費を適正に管理し、不正の発生を防止するための計画（以下「不正防止計画」という。）を策定し、実施しなければならない。

- 2 前項の不正防止計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 競争的研究費の適正な執行管理に関する事項
 - (2) 監査体制に関する事項
 - (3) 研究員等関係者の意識向上に関する事項
 - (4) 相談窓口等に関する事項
 - (5) その他不正防止に必要な事項

(不正防止計画の推進)

第7条 最高管理責任者は、コンプライアンス推進責任者等を通じて不正防止計画の進捗管理に努めるとともに、センター全体の不正防止計画の推進のための直属の部署として、不正防止計画の推進を担当する部署（以下「防止計画推進部署」という。）を設置する。

- 2 防止計画推進部署は、企画管理部企画調整課とする。
- 3 防止計画推進部署は、不正防止計画を推進するため、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) センター全体の具体的な対策の策定と実施、及び実施状況の確認
 - (2) 関係部署と連携した不正防止計画の実施
 - (3) その他不正防止計画の推進に必要な事項

(相談窓口の設置)

第8条 センターにおける競争的研究費等に係る事務処理手続及び使用ルールに関し、明確かつ統一的な運用を図るため、企画調整課に相談窓口を置く。

(検収窓口の設置等)

第9条 適正な物品の発注及び納入を確保するため、各研究所に検収窓口を置く。

(通報窓口の設置等)

第10条 センターにおける競争的研究費等の運営・管理等に係る不正に関する情報の伝達を確保するため、通報窓口を置く。

- 2 通報窓口は、統括管理責任者がその任にあたる。
- 3 最高管理責任者並びに通報窓口は、通報した者を保護するため、通報した者に関する情報を他者に漏らしてはならない。また、通報窓口は、通報した者に対して、通報した者に関する情報が保護されていることを伝えなければならない。
- 4 通報窓口は、通報された情報をただちに最高管理責任者に伝達しなければならない。

(不正使用等にかかる調査)

第11条 競争的研究費等の不正使用があった場合又は不正使用の疑いがある事案が発生した場合は、別に定める富山県産業技術研究開発センターにおける競争的研究費等の不正使用等に関する調査等実施要綱に基づき、調査を行うものとする。

- 2 最高管理責任者、通報窓口及び不正使用等にかかる調査に携わる者は、被告発者を保護する観点から、前項の定めによる調査の結果、不正使用があったと認められない限り、一切の情報を他者に漏らしてはならない。また、告発をした又は告発をされたことを理由に、告発者、非告発者（調査対象者）に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 第1項の調査の結果、不正使用が認められたときの処分は、地方自治法、地方公務員法並びに富山県の定める諸規程に基づき行うものとする。
- 4 最高管理責任者は、再発防止の観点からセンターにおいて発生した不正について、処分内容とあわせて職員に周知するものとする。

(監査の実施等)

第 12 条 センターにおける競争的研究費等の適正な執行を確保するため、内部監査を実施する。

- 2 監査員は 3 名とし、1 名は総務課長を、他 2 名はものづくり研究開発センター、生活工学研究所、及び機械電子研究所の各課課長のうちから最高管理責任者が任命する。ただし、監査対象研究課題の研究者が所属する課の課長は除くものとする。
- 3 監査の対象研究課題は、監査を実施する年度の前年度に競争的研究費等の交付を受けていた研究課題とする。ただし、監査を実施する年度の前年度に競争的研究費等の交付を受けていない場合は、監査を実施する年度に競争的研究費等の交付を受けている研究課題とする。
- 4 監査は、書面及び実地による監査（以下「特別監査」という。）と、書面による監査（以下「通常監査」という。）に区分する。
- 5 特別監査は、監査を実施する年度において、研究代表者として科学研究費助成事業の交付を受けている研究課題から 1 課題を対象とする。
- 6 通常監査は、特別監査の対象とは別に研究代表者として科学研究費助成事業の交付を受けている研究課題から 1 課題を対象とする。
- 7 監査を実施する年度の前年度に競争的研究費等の交付を研究代表者として受けていた研究課題が 1 課題である場合は、その課題について特別監査を行うものとする。
- 8 通常監査の対象課題は、無作為により最高管理責任者が抽出する。
- 9 特別監査の対象課題は、通常監査を行う対象課題のうち、競争的研究費等の執行状況を確認のうえ候補を選び、その中から無作為により最高管理責任者が抽出する。
- 10 最高管理責任者は、監査を実施しようとするときは、あらかじめその期日及び監査員の氏名、その他必要な事項を競争的研究費等事務担当者及び対象研究課題の研究者に通知するものとする。
- 11 監査員は、次の各号に掲げる事項について監査を実施しなければならない。
 - (1) 契約内容の履行状況に関する事項
 - (2) 帳簿及び証拠書類に関する事項
 - (3) 購入物品等の設置、利用状況に関する事項
 - (4) その他最高管理責任者が必要と認める事項
- 12 監査員は、監査に当たって競争的研究費等事務担当者及び対象研究課題の研究者に説明又は資料の提出を求めることができる。
- 13 監査員は、監査が終了したときは、速やかに別に定める様式の監査報告書を

作成し、最高管理責任者に報告しなければならない。

14 最高管理責任者は、監査の結果、会計経理に関し是正改善を必要とする事項があると認めるときは、統括管理責任者にその措置を命ずるものとする。

15 統括管理責任者は、前項の規定により、是正改善の措置をとることを命ぜられたときは、直ちにその措置をとらなければならない。

(モニタリングの実施)

第 13 条 競争的研究費等の適正な執行を確保するため、コンプライアンス推進副責任者は、関係する所属において日常的業務の管理・把握（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。

2 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス推進副責任者からモニタリング結果の報告を受け、必要に応じ、その結果を最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するものとする。

(情報の共有とフィードバック)

第 14 条 最高管理責任者は、相談窓口や内部監査、モニタリング結果からの情報を共有し、センター全体の共通理解を促進するため、コンプライアンス教育においてフィードバックするようコンプライアンス推進責任者や防止計画推進部署に指示しなければならない。

(国等資金配分機関の調査への協力)

第 15 条 センターは、競争的研究費等が適切に使用・管理されているかについて、国等資金配分機関が調査を実施するときは、これに協力しなければならない。

(雑則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、競争的研究費等の取扱い等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 19 年 11 月 6 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規程の施行前に執行された物品の発注・検収及び監査については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行前に執行された物品の発注・検収及び監査については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 この規程の施行前に執行された物品の発注・検収及び監査については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行前に執行された物品の発注・検収及び監査については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行前に執行された物品の発注・検収及び監査については、従前の例による。

(別紙様式1)

競争的研究費等にかかる
コンプライアンス教育等に係る研修会受講者名簿

開催年月日・時間 年 月 日 : ~ :

開催場所

番号	所属	職名	氏名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

(別紙様式2)

競争的研究費等にかかるコンプライアンス教育等に係る研修会
受講者理解度調査票

開催年月日 年 月 日

所属

氏名

Q1 本日の研究会の内容は理解できましたか？

- ① できた
- ② だいたいできた
- ③ ところどころできなかった
- ④ できなかった

回答

Q2 上記Q1において、3又は4と回答した方は、どの部分が理解できませんでしたか？また、何が問題で理解できませんでしたか？

Q3 競争的研究費等にかかるコンプライアンス教育に関して、ご意見がありましたらご記入ください。

(別紙様式3)

競争的研究費等にかかる誓約書・同意書

(最高管理責任者)

富山県産業技術研究開発センター所長

〇〇 〇〇 殿

年 月 日

氏名 (自署)

私は、競争的研究費等の執行・管理にあたり、下記の事項を順守することを誓います。

記

- 1 競争的研究費等に係る法令、国の通達並びに富山県の条例、規則及び諸規程を順じます。
- 2 研究不正や競争的研究費等の不正使用は行いません。
- 3 規程等に違反して、不正を行った場合は、県や競争的研究費等の配分機関の処分を受けるとともに、法的な責任を負担することに同意します。